

**承第3号**

専決処分の報告及び承認について

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

三島市長 豊岡武士

## 三島市専第5号

### 専 決 処 分 書

#### 三島市都市計画税条例の一部を改正する条例

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第14項中「、第34項、第38項若しくは第45項」を「、第33項、第37項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

三島市長 豊 岡 武 士